

鉄筋施工技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

1 1級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

鉄筋施工の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 建築構造</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構法及び特徴</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の建築構造の種類、構法及び特徴</p> <p>構造力学の基礎理論</p> <p>2 施工法</p> <p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>鉄筋の加工</p>	<p>建築構造に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の構造の構法及び特徴</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造 イ 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>ウ 壁式鉄筋コンクリート造</p> <p>(2) 次の建築構造の各部位の種類、構造及び特徴</p> <p>ア 基礎 イ 柱 ウ はり エ 壁</p> <p>オ 床板 カ 開口部 キ 階段</p> <p>(3) 擁壁の構法及び特徴</p> <p>次に掲げる建築構造の種類、構法及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造</p> <p>(3) 補強コンクリートブロック造</p> <p>構造力学に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の用語の意味</p> <p>ア トラス イ ラーメン ウ 単純ばり</p> <p>エ 片持ちばり オ 連続ばり</p> <p>(2) 次の事項</p> <p>ア 静定 イ 不静定 ウ 力、荷重、外力</p> <p>エ 応力及び応力度 オ 変形</p> <p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>鉄筋の加工に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有する</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、 受検者が選択するいずれかの科 目</p> <p>1 鉄筋施工図作成作業</p> <p> 躯体施工図及び構造詳細図 の読図</p> <p> 鉄筋折り曲げ加工図の作成</p> <p> 鉄筋施工図の作成</p> <p> 鉄筋加工絵符<small>ゑじり</small>の作成</p> <p> 材料の選定</p> <p> 積算</p> <p>2 鉄筋組立て作業</p> <p> 鉄筋組立ての段取り</p> <p> 鉄筋及び鉄筋加工材の選定</p> <p> 鉄筋の加工</p> <p> 鉄筋組立て</p> <p> 鉄筋工事の良否の判定</p> <p> 積算</p>	<p>(8) その他鉄筋工事に関する安全又は衛生のため必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）に関し、次に掲げる規定について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 鉄筋工事関係の安全に関する規定</p> <p>(2) 通路、足場等に関する規定</p> <p>(3) 墜落等による危険の防止に関する規定</p> <p>(4) 保護具等に関する規定</p> <p>(5) 玉掛けに関する規定</p> <p>躯体施工図及び構造詳細図の読図ができること。</p> <p>鉄筋折り曲げ加工図の作成ができること。</p> <p>躯体施工図等により、複雑な鉄筋施工図の作成ができること。</p> <p>鉄筋加工絵符<small>ゑじり</small>の作成ができること。</p> <p>鉄筋の選定ができること。</p> <p>積算ができること。</p> <p>鉄筋組立ての段取りができること。</p> <p>鉄筋及び鉄筋加工材の選定ができること。</p> <p>鉄筋の切断及び加工ができること。</p> <p>構造詳細図、鉄筋施工図により複雑な鉄筋組立てができること。</p> <p>鉄筋工事の良否の判定ができること。</p> <p>積算ができること。</p>

2 2級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

鉄筋施工の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 建築構造</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構法及び特徴</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の建築構造の種類、構法及び特徴</p> <p>構造力学の基礎理論</p> <p>2 施工法</p> <p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>鉄筋の加工</p>	<p>建築構造に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の構造の構法及び特徴</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造 イ 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>ウ 壁式鉄筋コンクリート造</p> <p>(2) 次の建築構造の各部位の種類、構造及び特徴</p> <p>ア 基礎 イ 柱 ウ はり エ 壁</p> <p>オ 床板 カ 開口部 キ 階段</p> <p>(3) 擁壁の構法及び特徴</p> <p>次に掲げる建築構造の種類、構法及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造</p> <p>(3) 補強コンクリートブロック造</p> <p>構造力学に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次の用語の意味</p> <p>ア トラス イ ラーメン ウ 単純ばり</p> <p>エ 片持ちばり オ 連続ばり</p> <p>(2) 次の事項</p> <p>ア 力、荷重、外力 イ 応力及び応力度 ウ 変形</p> <p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>鉄筋の加工に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、 受検者が選択するいずれかの科 目</p> <p>1 鉄筋施工図作成作業</p> <p> 躯体施工図及び構造詳細図 の読図</p> <p> 鉄筋折り曲げ加工図の作成</p> <p> 鉄筋施工図の作成</p> <p> 鉄筋加工絵符<small>えいぷ</small>の作成</p> <p> 材料の選定</p> <p>2 鉄筋組立て作業</p> <p> 鉄筋組立ての段取り</p> <p> 鉄筋及び鉄筋加工材の選定</p> <p> 鉄筋の加工</p> <p> 鉄筋組立て</p> <p> 鉄筋工事の良否の判定</p>	<p>(1) 鉄筋工事関係の安全に関する規定</p> <p>(2) 通路、足場等に関する規定</p> <p>(3) 墜落等による危険の防止に関する規定</p> <p>(4) 保護具等に関する規定</p> <p>(5) 玉掛けに関する規定</p> <p>躯体施工図及び構造詳細図の読図ができること。</p> <p>鉄筋折り曲げ加工図の作成ができること。</p> <p>躯体施工図等により、鉄筋施工図の作成ができること。</p> <p>鉄筋加工絵符<small>えいぷ</small>の作成ができること。</p> <p>鉄筋の選定ができること。</p> <p>鉄筋組立ての段取りができること。</p> <p>鉄筋及び鉄筋加工材の選定ができること。</p> <p>鉄筋の切断及び加工ができること。</p> <p>構造詳細図、鉄筋施工図により鉄筋組立てができること。</p> <p>鉄筋工事の良否の判定ができること。</p>

3 3級鉄筋施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

鉄筋施工の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 建築構造</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構法及び特徴</p> <p>鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の建築構造の種類、特徴 構造力学の基礎理論</p> <p>2 施工法</p> <p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>鉄筋の加工</p>	<p>建築構造に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次の構造の構法及び特徴</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造（3階建て程度以下のものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>イ 鉄骨鉄筋コンクリート造（3階建て程度以下のものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>(2) 次の建築構造の各部分の種類、構造及び特徴</p> <p>ア 基礎 イ 柱 ウ はり エ 壁</p> <p>オ 床板 カ 開口部 キ 階段</p> <p>次に掲げる建築構造の種類、特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木造 (2) 鉄骨造</p> <p>構造力学に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 次の用語の意味</p> <p>ア トラス イ ラーメン</p> <p>ウ 単純はり エ 片持ちばり</p> <p>オ 連続はり</p> <p>(2) 次の事項</p> <p>ア 力、荷重、外力</p> <p>エ 応力及び応力度 オ 変形</p> <p>鉄筋工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>鉄筋の加工に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有する</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>コンクリート施工図の読図の方法</p> <p>5 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>1 鉄筋施工図作成作業</p> <p> 躯体施工図及び構造詳細図の読図</p> <p> 鉄筋折り曲げ加工図の作成</p> <p> 鉄筋施工図の作成</p> <p> 鉄筋加工絵符の作成</p> <p> 材料の選定</p> <p>2 鉄筋組立て作業</p> <p> 鉄筋組立て</p>	<p>コンクリート施工図の読図の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>1 鉄筋工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 点検</p> <p>(5) 鉄筋工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他鉄筋工事に関する安全又は衛生のため必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 鉄筋工事関係の安全に関する規定</p> <p>(2) 通路、足場等に関する規定</p> <p>(3) 墜落等による危険の防止に関する規定</p> <p>(4) 保護具等に関する規定</p> <p>(5) 玉掛けに関する規定</p> <p>躯体施工図及び構造詳細図の読図ができること。</p> <p>鉄筋折り曲げ加工図の作成ができること。</p> <p>躯体施工図等により、簡単な鉄筋施工図の作成ができること。</p> <p>鉄筋加工絵符の作成ができること。</p> <p>鉄筋の選定ができること。</p> <p>構造詳細図、鉄筋施工図により鉄筋組立てができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験 鉄筋の結束</p>	<p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置又は保護具（保護帽及び保護帯）の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 鉄筋工事作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置及び退避 (8) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等） (9) 合図 (10) 服装</p> <p>鉄筋組立て作業 鉄筋の組立て 鉄筋の結束ができること。</p>